

や意義の確認をしたい。

その際、いわゆる「児童の権利条約」や「情報公開」などの新しい動きに応じて、規則等の見直しを図りたい。

また、見直した場合はもちろんのこと、継続の場合も、新入生や転入生などについても配慮し、規律等の形成過程やその意義や必要性も含めた概要を周知徹底できるようにしたい。

#### 四 関係機関との連携

近年の問題行動の特徴と学校によるこれまでの対応とその限界から、「学校の『抱え込み』から開かれた『連携』」が提言されている。今までにも、関係諸機関と連携を図ることにより効果的な指導ができたり、早期に解決できたりする場合が多くあった。

しかし、また、「連携」とは、それぞれの機能が十分働いていることが重要であり、関係諸機関に任せてしまうことではない。問題行動を起こした児童生徒の在籍校の教師として、あるいはまた、大人の一人として、その子の生き方に触れ、その子の将来に少しでも希

#### 【関係諸機関の連絡先】

いじめ電話相談ダイヤルSOS

県北地区 0120-891-211

県中地区 0120-891-213

県南地区 0120-891-215

会津地区 0120-891-217

南会津地区 0120-891-219

相双地区 0120-891-221

いわき地区 0120-891-223

福島県警察本部 0120-891-225

福島県警察各地区ヤングテレホンコーナー 0120-891-227

福島県教育センター 0120-891-229

相談部 0120-891-231

いわき 0120-891-233

福島県生涯学習課 0120-891-235

会津若松 0120-891-237

福島県中央児童相談所 0120-891-239

相談部 0120-891-241

福島県生涯学習課 0120-891-243

相談部 0120-891-245

福島県生涯学習課 0120-891-247

相談部 0120-891-249

希望をもてるような配慮も失わないようにしてほしい。相談機関や保護者と絶えず連絡を取り、学校としての適切な対応を検討しながら進めることができることが肝要である。

#### 五 課題解決を目指して

県教育委員会としては、平成十

年度重点施策を策定するとともに、児童生徒の自己実現を図る学力向上と、主体的に判断し、行動できる児童生徒の育成を図る生徒指導を中心として、解決すべき諸課題に対応するため、様々な事業を鋭意、推進している。

特に、生徒指導では、今年度から『すこやかハーモニー「心の教育」総合推進事業』として、親と子の心を結ぶ家庭再発見事業並びに地域教育力向上を推進するとともに学校における「心の教育」としてのハートウォームプランを核として、様々な学校支援の諸事業を実施していくこととした。

その概要は次のとおりである。

##### ① 教育相談体制の充実

スクールカウンセラー配置

「文部省スクールカウンセラーア活用調査研究委託事業」の効果を踏まえ継続事業として推進し、登校拒否等の学校不適応対策を強化する。

また、平成九年度より実施してきた県単独事業としてのメンタルサポートスクールカウンセラーの配置事業も継続する。

② 教師、親、地域の方々を対象とした集会等において希望する学校に、精神科医や臨床心理士などを講師として派遣する新規事業である。

これは、教師、親、地域の方々が共通の話を聞いたり、語り合ったりすることにより、互いに連携して地域の児童生徒の望ましい育成、指導に対応できるよ

回面接教育相談員と学校アドバイザーとを統合し、名称を学校教育相談員とした。

このことによって、各学校や児童生徒及び保護者等への対応や助言指導が柔軟に展開できることを期待したい。